



報道発表資料の配付日時 3月19日(金) 13時00分

発表項目 (行事名)	(ちはせ) 千走川の河口付近におけるサケ・マス採捕の禁止について																																		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)			発表者																															
				発表場所																															
概要	<p>□ 規制の内容</p> <p>島牧村の千走川の河口付近においては、5月1日から8月31日までの間、北海道漁業調整規則によりサケ・マスの採捕が禁止されていますが、サケ・マスの繁殖保護を図るため、石狩・後志海区漁業調整委員会の指示により毎年4月1日から10月31日までの間、下記の区域においてサケ・マスの採捕を禁止することとなりました。</p> <table border="1" data-bbox="438 869 1428 1008"> <thead> <tr> <th rowspan="3">市町村</th> <th rowspan="3">河川名</th> <th colspan="6">河口沿岸</th> <th rowspan="3">禁止期間</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">左海岸</th> <th rowspan="2">右海岸</th> <th colspan="2">沖合方位(真方位)</th> <th colspan="2">沖合距離</th> </tr> <tr> <th>左方</th> <th>右方</th> <th>左方</th> <th>右方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>島牧村</td> <td>千走川</td> <td>500m</td> <td>800m</td> <td>344°</td> <td>0°</td> <td>300m</td> <td>700m</td> <td>4/1～10/31</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※海区委員会指示は漁業調整規則での規制期間及び区域を除く。</p> <p>□ 概要</p> <p>千走川はサクラマスの優良な親魚捕獲・採卵河川として地域全体で増殖事業に取り組んでいます。中期的には資源に変動が見られることから、安定した資源の確保を図るため、令和3年度の「ふ化放流計画」から親魚捕獲数、採卵数、稚魚生産数を増大し、将来にわたって資源を維持することを目的として、禁止期間の前倒しや区域の拡大による効果を検証するための河口規制の見直しを行うこととしました。</p>							市町村	河川名	河口沿岸						禁止期間	左海岸	右海岸	沖合方位(真方位)		沖合距離		左方	右方	左方	右方	島牧村	千走川	500m	800m	344°	0°	300m	700m	4/1～10/31
市町村	河川名	河口沿岸								禁止期間																									
		左海岸	右海岸	沖合方位(真方位)		沖合距離																													
				左方	右方	左方	右方																												
島牧村	千走川	500m	800m	344°	0°	300m	700m	4/1～10/31																											
参考	<p>添付資料</p> <p>区域周辺に周知看板を設置するとともに、リーフレット「千走川の河口付近におけるサケ・マス採捕の禁止について」(資料)を作成し、遊漁団体、釣具店、関係取締機関に配布する予定です。</p>																																		

報道(取材)に当たってのお願い	広く周知を図るため、積極的な報道をお願いします。	
他のクラブとの関係	同時配付	(場所)後志総合振興局記者クラブ、水産記者クラブ 同時レク

担当 (連絡先)	水産林務部水産局漁業管理課遊漁内水面係(担当者:齋藤) TEL ダイヤルイン 011-204-5485 内線 28-404
-------------	---

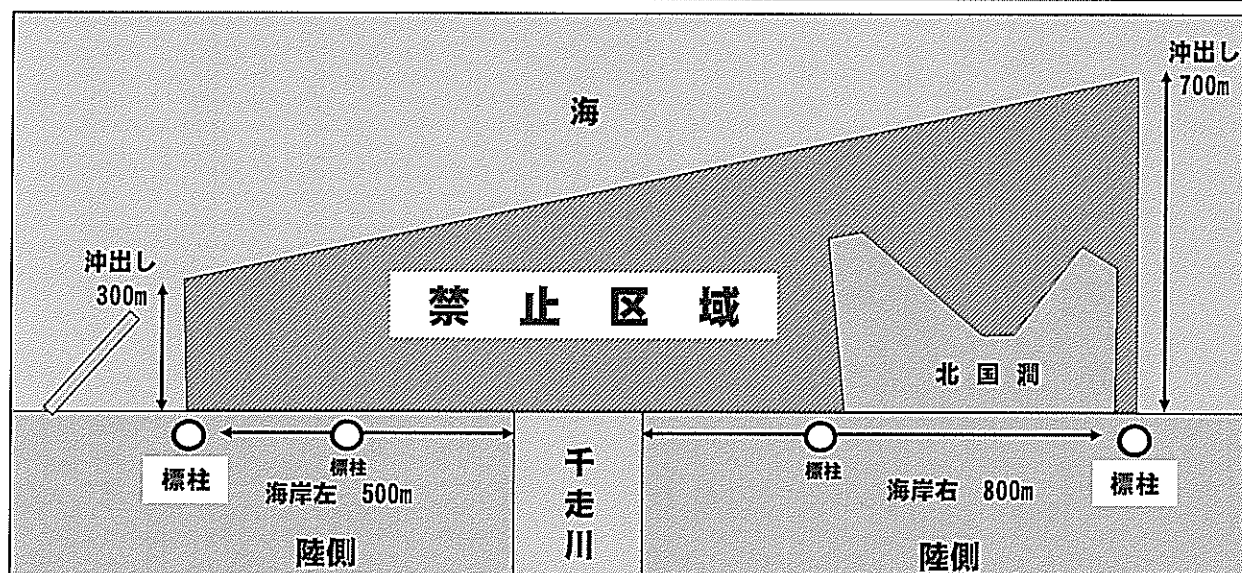
## 河口付近におけるサケ・マス採捕の禁止について

島牧村の千走川の河口付近においては、5月1日から8月31日までの間、北海道漁業調整規則によりサケ・マスの採捕が禁止されていますが、**サケ・マスの繁殖保護を図るため**、石狩後志海区漁業調整委員会の指示により**毎年4月1日から10月31日までの間、下記の区域においてサケ・マスの採捕を禁止**することとしました。

大切な水産資源を保護し、育てていくために関係法令や規則を守りましょう。遊漁者の皆様のご協力をお願いいたします。

### ○ 禁止区域（斜線部）及び禁止期間

市町村	河川名	河口沿岸						禁止期間
		左海岸	右海岸	沖合方位(真方位)		沖合距離		
				左方	右方	左方	右方	
島牧村	千走川	500m	800m	344°	0°	300m	700m	4/1～10/31



### <連絡先>

後志総合振興局産業振興部水産課  
 石狩後志海区漁業調整委員会  
 住所 虻田郡倶知安町北1条東2丁目  
 電話 0136-23-1394 (水産課)  
 0136-23-1395 (海区)